

愛知地方最低賃金審議会 第2回検討小委員会 議事録

日 時 令和5年8月1日(火) 午後1時30分～午後3時50分

場 所 名古屋合同庁舎第2号館3階共用中会議室

出席者

(公益代表委員) 長谷川委員長、鈴木委員長代理、中山委員

(労働者代表委員) 安藤委員、大脇委員、木戸委員

(使用者代表委員) 梶原委員、太箸委員、堀江委員

(事務局) 伊勢労働基準部長、平井賃金課長、高橋主任賃金指導官、名倉課長補佐、
大口賃金指導官、吉田賃金調査員、水谷非常勤職員

議 題 (1) 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について
(2) その他

議 事

○大口賃金指導官

令和5年度愛知地方最低賃金審議会第2回愛知県改定賃金検討小委員会開催に当たり、事務局より御案内いたします。本年7月13日に開催されました第1回検討小委員会において、議事等の公開について審議が行われました。その結果、第2回検討小委員会から、三者協議については公開とすることとされ、また、議事録についても同様に、三者協議について公開することとされました。以上、御報告申し上げます。

このため、本日の検討小委員会は、議事を公開ということで進めさせていただきます。本日は報道機関の取材等がございませんのでこのまま進めさせていただきます。

本日の資料につきましては、会議次第に合わせまして資料目次に記載のNo.1からNo.4の資料と、労働者側より1部資料提出がございましたので、別途配付資料としてお配りしております。ご確認いただきますようお願い申し上げます。

それでは、これより議事進行を長谷川委員長にお願いいたします。

○長谷川委員長

長谷川でございます。ただ今より愛知地方最低賃金審議会第2回検討小委員会を始めます。事務局は委員の出欠状況を報告してください。

○大口賃金指導官

委員の出欠状況でございますが、公益代表委員3名全員が御出席、労働者代表委員3名全員が御出席、使用者代表委員3名全員が御出席となっております。委員定数9名全員が出席され、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数「全委員の3分の2以上又は各側委員の各3分の1以上の出席」を満たしておりますことを併せて御報告いたします。

○長谷川委員長

はい、ありがとうございます。それでは、会議次第の議題（１）特定最低賃金の改正決定の必要性の有無についての審議に入ります。事務局から配付資料について説明して下さい。

○平井賃金課長

事務局より資料説明をさせていただきます。まず、通しページ番号 1 ページ目の資料No. 1 は、愛知県の最低賃金の引上げ状況等の推移について、平成25年から令和 4 年までの経年変化を表にしたものです。薄いピンク色に網掛けとしている愛知県最低賃金の右側の列には、県最賃の金額、発効日、引上額、引上率を経年記載しております。御覧いただきますとおり、平成25年から27年までは県最賃の引上率が 2 パーセント台、平成28年以降は令和 2 年を除き 3 パーセント台の引上率となっています。目安額の列の下には、改定状況調査による賃金上昇率を経年記載しております。

緑色の網掛け箇所の右側の列には、特定最低賃金の金額と県最賃金額とを比較した比率、引上額、引上率を記載しています。当該年度での金額改正が行われなかったものについては、グレーの網掛けとしています。

続きまして通しページ番号 2 ページ資料No. 2 - 1 を御覧いただきたいと思います。最低賃金基礎調査結果をまとめた総括表になります。横書き左上に「総括表（１）－ 1 産業（全て）」とありますのは、全産業を集計したものです。左端の986円のところの一つ上のところ985円の境に赤いラインを引いております。これが愛知県最低賃金の現行の986円のラインで、未満率を見ていただくには、985円の人数と、括弧書きでありますパーセンテージを御覧いただくこととなります。人数は19,036人、率でいくと1.7%が未満率ということとなります。

また、愛知県最低賃金が986円から引上げられた場合、当該金額の 1 段上の数値が改正後の最低賃金額を下回る労働者数と割合となります。これが「影響率」となります。

ページを進んでいただきまして、通しページ 6 ページを御覧いただきたいと思います。資料 No. 2 - 2 でございます。一番上のところに産業が記載してございます。一番上のところに「総括表（１）－ 2」赤字で「産業：製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業」としてございます。同じく県最賃のところに赤い線を、それから 7 ページの下から 9 段目と 10 段目の間に青色で特定最低賃金のラインを入れております。現行の特定最低賃金1,018円未満のところは1,017円の欄を見ていただきますと31人、未満率は2.5%となっております。

続きまして10ページでございます。資料No. 2 - 3 です。「産業：はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」でございます。同じく県最賃のところに赤い線を入れております。

14ページでございます。資料No. 2 - 4 でございます。「産業：電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報機械通信器具製造業」でございます。同じく県最賃のところに赤い線を入れております。

続きまして18ページでございます。資料No. 2 - 5 でございます。「輸送用機械器具製造業」でございます。同じく県最賃のところに赤い線を、それから同じ18ページの下から 9 段目と 10 段

目の間に青色で特定最低賃金のラインを入れております。現在の特定最低賃金997円未満のところは「996」の欄を見ていただいて3,336人、未満率は9.7%となっております。

事務局からの資料説明は以上となります。

○長谷川委員長

はい、ありがとうございます。ただ今の事務局の説明について、何か御質問等がございますでしょうか。

(質問等なし)

○長谷川委員長

よろしいでしょうか。それでは、前回の検討小委員会では、改正決定の必要性の有無について諮問のあった5業種につきまして、労働者側より参考人招致の申し出がなされております。

検討小委員会として、これを了承しましたので、本日、意見を聴くことといたしました。

本日の審議は、まず参考人の意見を聴き、その後、5業種の改正決定の必要性の有無について検討に入りたいというふうに思っておりますが、そういう流れでよろしいでしょうか。

(労使ともに承認)

○長谷川委員長

はい、ありがとうございます。それでは、参考人として、全日本自動車産業労働組合総連合会愛知地方協議会議長・全トヨタ労働組合連合会副会長・日本労働組合総連合会愛知県連合会副会長の松下克裕さんからの意見陳述をこれから行いたいと思っております。事務局、松下さんを御案内ください。

(参考人入場)

○長谷川委員長

本日は、本会場にお越しいただきましてありがとうございます。早速ですが、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、御意見を伺いたいののでよろしくお願いをいたします。

○松下参考人

それでは、今御紹介をいただきました、自動車総連の愛知地方協議会議長をやっております、全トヨタ連合の松下です。特定最賃の改定の必要性について、申請した5業種を代表して、御説明させていただきたいと思っております。お手元に資料をお配りしておりますので、資料を見ながら御説明をさせていただきたいと思っております。

資料の上にページ数を書いてありまして、2ページ目になりますけれども、本日の次第ということで、3段に分けて御説明させていただきたいと思っております。

続いて3ページ目になります。各企業労使で目指す姿を、会社の持続的発展と組合員

とその家族の幸せということをやっております。そしてその各企業労使の代表が集まるこの場でもそれは変わらないものだという立ち位置で、今回特賃を取り巻く環境を私のほうから説明したいと思っております。

早速、資料の中身になりますけれども、左側に日本の賃金水準は1990年代以降上昇がみられず、国際的に見ても30年以上低水準を推移しております。その一つの大きな要因が左側の図の、世界的にみても日本の労働分配率が低いということになります。右側の図ですけれども、国内金属産業の労働時間当たりの付加価値は、全産業100に対して127.4、そして時間当たりの総額人件費は116.3というふうに付加価値に届いていないという状態になっております。日本の金属産業のバリューチェーンは、原料の採掘から製品の製造販売まで一連の活動を包含しております。そのつながり、総合力は強みであり、その強みを発揮し、それぞれの付加価値を適正に確保し、バリューチェーン全体の健全かつ持続的な発展を促していく必要がある。

4ページ目になります。愛知県の産業の状況になりますけれども、ざっくりになりますけれども、愛知県の製造・品質・価格は44年連続日本で一位。貿易収支は9兆円の黒字。その主な品目は自動車、電気機械、鉄鋼、プラスチック製品になります。なかでも自動車関係の企業の多くが集まる産業集積地で、日本の製造業の発展に貢献しており、日本の貿易収支を支えるだけでなく重要な役割を果たしております。また、愛知県の基幹産業として、県の経済を支えるだけじゃなく、県全体の就業者の1/3を占めるなど雇用の創出にも大きく貢献しております。下段は愛知県の付加価値生産性の表となります。愛知県の製造業では全国の12.8%を占め一位。そして今回申し入れた製造4業種で愛知県の70.6%を占めております。その中で輸送用機器自動車は47.2%、付加価値額は他県と比べると大きな優位性があるというのが愛知県の特徴です。

5ページ目、人材不足についてになります。少子高齢化により生産年齢人口が減少しており、なかでも18歳の人口に特化して見ていくと、50年前1972年には174万人いた18歳が、進学率33%というのを掛け合わせると就職人口が116万人という状態でしたけれども、現在2020年になりますけれども、その117万人のうち就職するのが20万人と激減傾向が続いている。その右側になりますけれども、愛知県においても令和4年度のデータになりますけれども、求人数は増加するも求職者は減少し求人倍率が急上昇しているというのが状況です。

下段ですけれども、産業別で見ても、左側の有効求人倍率も生産工程の職業（うち金属関係）と書いているところになりますけれども、1.02倍から1.79倍と上昇し、企業の手確保ニーズは増しているというのが読み取れます。そして右側新規求職者数についても4割以上減少するなど金属産業に職を求める人が激減していると。短期的にも中長期的にも人材確保が一段と難しくなっており、中小企業のほうが状況はより深刻ではないかと。先々の就労環境を見据えたと、この状況はどんどん加速していくということになります。

6ページになります。そうした環境下での産業別初任給です。18歳就職者数が減少する中、製造業の主な担い手である高卒初任給は他産業と比較し、高いと言える状況ではありません。高卒の新規採用は定員割れという会社も増加し、選ばれない産業になりつつあります。このままでは産業集積地である愛知県が、日本のものづくり産業存続の危機となってきました。

7ページをお願いします。以上、取り巻く環境から労働者側からまとめたもの、こちらは前回も出したものになりますけれども、①番の金属産業は、付加価値生産性では産業計を大きく

上回っているにもかかわらず、それが人件費に十分に反映されておらず、金属産業の付加価値にふさわしい賃金の水準に引上げる必要があると。②番につきましては、産業の魅力を高め、人材の確保定着を図ることで産業の競争力を高めるという好循環のサイクルの構築を目指し、特定最賃の引上げに全力で取り組んでいく必要があると思うのです。③番につきましては、日本産業の集積地であるここ愛知県の基幹産業、特に自動車産業を始めとした金属産業においては、特定最賃の設定もしくは既存のものは死守していく必要があると思います。

続いては、8ページ特定最賃について、少し振り替えさせていただきます。9ページになりますけれども、こちらが令和5年度本年度ですね、特賃の改正に関する申出をした5業種になります。改めてですけれども、今回申し入れた業種は、申出に必要な労働者数を超えております。そして、協定で結んでいる金額は企業内最賃であり、高卒初任給や60歳以降の再雇用者の時の賃金ということになります。また、愛知の製造業を取り巻く環境は、特定最賃の設定と企業努力で、ここ数年で適用労働者が増えている状況にあります。そして、今回、精密機器が申出の適用労働者数が増えている、想像以上に増えているからになります。そして23年春の取り組み、春闘では中小を含め大幅な賃上げをする組合が拡大し、賃上げ額も近年にない高い水準となっており、企業内最賃や初任給も大幅に引上げられております。そういったことを背景に、組織労働者の賃上げや企業内最賃の水準を未組織労働者や非正規雇用の労働者に確実に波及させるため、労使が協定として締結した企業内最賃を基礎として、特定最賃の金額改定に取り組む必要があります。

10ページになります。こちらが製造業、特に今回申し入れている金属産業の中小企業の労働分配率に注目しております。グラフの金属産業規模計、グレーの線になりますけれども、こちらは17年から20年にかけて10ポイント上昇するも、今度は資本金1億円未満という黒の実線については規模計に比べて小幅な上昇にとどまっております。そして、②と書いてある矢印がございしますが、一般的に中小企業は資本装備率が低く、労働分配率は高くない傾向ではございますが、金属産業では規模計より低くなっており、とりわけ金属産業の中小企業では労働者に対する付加価値の配分割合が非常に低くなっており、特定最賃による賃金の底上げを図る必要があるというのが私どもの見解であります。

11ページになります。ここからは日本商工会議所・東京商工会議所による調査の結果を我々労働者の目線で考察した結果ということになります。左側の図になりますけれども、働く人にとって魅力ある企業職場にするにはということで、昨年比+9.3ポイント、66.3%が賃上げまたは募集賃金の引上げであるということも中小企業としても意識していると考えます。そして、右側、昨年比12.4ptアップの58.2%と、多くの企業が業績が厳しくとも賃上げが必要であるというふうに思っております。

続いて12ページになります。こちら左側はそうした中小企業の皆さんが賃上げをする理由ということで、1,2,3と書いてありますけれども、従業員のモチベーションや人材の確保・採用には賃上げの実施が必要であるということも中小企業の皆さんも認識していると考えますし、右側のそのための原資を確保するための取り組みとして、価格の適正化と生産性向上が重要となってくると答えています。

13ページになりますけれども、こちらが左側、最低賃金の改定に関する考えは2年前に比べて引下げ・維持をするというのが減っております。逆に引上げるべきという回答が14.3ポイン

トと、42.4%と逆転して年々増加している状況でございます。そして右側、本年度も議論があると思いますけれども、地賃のプラス40円になった場合でも影響がないと回答しているのが、一番下にですね、25%と。そして、その対応として、コスト削減から価格転嫁にシフトしてきているというのがアンケート結果からわかると思います。以上のことから、労使交渉の手段を持たない未組織の中小企業や非正規雇用で働く労働者を含めた金属産業全体に、春の取り組みの結果を確実に波及させていくこと、賃金の底上げを図ることが必要だと思っております。

14ページ、15ページになりますけれども、こちらが下請取引に関するものになります。政府のほうから進行基準が定められている状況で、労務費、原材料費、エネルギー価格が上昇した場合、下請業者から申し出があれば遅滞なく協議を行うこと、などの改定となっている。また、この必要性の審議の場においても、中小企業への影響の観点で、労務費の上昇や部品調達価格の高騰を価格にうまく転嫁できないということを理由に、特定最賃の設定改正に反対する主張がありますけれども、金属産業の各業界団体からは、次のページにわたって自主計画行動の中で労務費の変動を考慮することや、最低賃金引上げの影響を加味するということが明記されております。ですので、価格転嫁対策や生産性向上支援策が必要であるということは、政労使共通の認識であり、着実な実現と、最低賃金を含めた中小企業や未組織労働者を含めた産業全体に波及させていくという特定最賃の機能こそが、その後押しになるものではないでしょうか。

16ページ、17ページになりますけれども、今までは各種データに基づき、いろいろと我々労働者側の考察を述べさせていただきましたが、17ページに関しましては、この改正の必要性に向けて労働者側の主な意見ということになります。

さて、雇用環境について大きく心配している声があります。各企業の春の取り組みや、労使懇のほうで共有をしている内容になります。先ほど申し上げた定期採用の計画割れですとか、若手の技術職や現場リーダーが高処遇の産業や重筋作業のない産業へ転職する。特に最近多いのは、自社の正社員が同産業内の大手、特に取引のある会社のほうに期間従業員として転職してしまうなど、人材不足が課題になっていると。で、共に苦しんでいるというのが現状の企業の課題ではないでしょうか。これは労使ともに最優先マターとしておりますけれども、ヒヤリングする限りでは、特に関連会社や協力会社では厳しい傾向が出ており、こっちは待ったなしの状況だと思っております。さらに、ちょっと特異な、自動車小売からは記載のとおりですけれども、整備士不足が今顕著に現れているので、車も高度化してきており、EV車、水素車、電気自動車、いろいろありまして、こちらを整備できる人が少なくなってきた。こちらに対して整備する人がいなければ、皆さん車検を受けることができなくなりますので、車に乗れなくなります。そういったことがもう目の前まで来ているというのが、切実な整備士業界の悩みということになります。そして、これらをもって特定最賃への期待する声ということで少し記載させていただいておりますが、今申したとおり、慢性的な人手不足の中、賃金を含めた優位性で他業種への流出を止めることがまず先決ではないかということと、特定最賃を意識した企業内最賃となるため、これら産業全体に波及して底上げとなっていく、そして賃上げを未組織労働者、非正規労働者へ波及させることで産業としての魅力が高まり、より多くのきぎょうない、そして定着につながるというふうに期待しているというのが労働者側の意見です。

まとめますと、金属産業、とりわけ中小企業では採用難・離職者増が深刻化しており、企業の存続を揺るがしかねない課題となっております。それらを特定最賃によって産業内の公正競

争を確保し、低賃金、低生産性の産業に陥ることを防ぎ、金属産業の強みであるバリューチェーン全体の健全かつ持続的な発展を促していくことにあると思っております。

最後のページになりますけれども、こちら労働者代表として、ちょっとだけ最後に主張させていただきたいなと思います。こちらに書いてあるとおり、うちの意見は一貫して変わることはありませんけれども、地域ごとに業種の実態に応じてメリハリのある特定最賃を設定することで、産業の労働者の公正な賃金を追求することができる。そして、各企業労使の垣根を超えた横の連携で、人材育成や取引価格の適正化に取り組み、生産性の向上を図りつつ特賃の引上げに取り組むことは、人材確保という、競争力強化の面で労使共にメリットがあると思うのです。そして、愛知県の基幹産業の労働の質にふさわしい賃金水準を確保することは、労使の社会的役割使命です。そして、非正規雇用で働く労働者の処遇改善を図る観点、そして、産業の健全な発展を図る観点などから、特定最賃の取り組みは必要だというふうに思います。

以上、繰り返しいろんなことを申し上げましたが、結局は好循環させるカギは、これからは中小企業だというふうに認識しております。そのためにも、地賃に加えて、この産業別特定最賃の役割機能が今まで以上に重要になるということだと思っております。そのためにも、当該産業労使のイニシアティブを発揮し、特定最賃の継続強化に取り組むことが今こそ必要だというふうに思います。本日お伝えしたいことは以上となります。

○長谷川委員長

ありがとうございました。ただ今述べていただきました御意見について、何か御質問等ございますでしょうか。

○長谷川委員長

よろしいでしょうか。

○長谷川委員長

ありがとうございました。参考人は、ここで退席されますので、事務局御案内ください。

(参考人退場)

○長谷川委員長

参考人より御意見を伺いました。ここで労使双方から5業種について必要性の有無について御意見を伺いたいと思います。

まず、労働者代表委員、お願いします。

○大脇委員

今、松下参考人のほうから説明があったとおり、当然なのですが、全く同意見でしたので、改めてですけれども、労働者側からは今回5業種の申し出を行いました。本審であったりして、前回の第1回小委員会の中でも繰り返し申し上げているとおりで、今の愛知県において、基幹産業、必要だと思われる5業種が特定最賃としてはどうしても必要だということで申し入れを

行っております。また、愛知県においても各種産業は密接につながっているというのは、今の説明の中でも理解されたのではないかと思いますので、そのつながりが必要がないというところには見当たらないので、この5業種については必要があると考えております。後は、今説明した内容で、環境であったり、課題の認識というのが述べられていたと思うのです。ここも資料の中で、まず政労使同じ認識だということによっていただいておりますので、その認識が一緒であるかなというのだけが、確認をこちらからもしたいと思っております。私からは以上となります。

○長谷川委員長

ありがとうございます。それでは続きまして、使用者代表委員、お願いします。

○梶原委員

先ほどの参考人からの御意見、それと今の労働側からの意見を踏まえまして、ご当地愛知で最低賃金がどの部分で必要なのかというようなことについて判断していきたいと思っております。

○長谷川委員長

ありがとうございます。今双方から御意見をお伺いいたしました。さらに議論を尽くしていきたい、議論を深めたいと思っておりますので、ここで一旦休会として、個別の打ち合わせを提案しますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○長谷川委員長

よろしいでしょうか。それでは、一旦休会とします。

(一旦休会)

○長谷川委員長

それでは、審議を再開いたします。労使双方よりあらためて、5業種の改正決定の必要性の有無について御意見を伺います。労使双方は先ほど述べられた御意見に何か追加があればしていただき、なければ、先ほど述べられた従前の意見どおりとさせていただきますが、よろしいでしょうか。特に追加はよろしいでしょうか。

○梶原委員

特に、よろしいです。

○長谷川委員長

はい、追加がないようですので従前の意見どおりというふうにさせていただきます。そうし

ますと、先ほど来、労使双方から御意見を伺っておりますけれども、5業種いずれも意見の一致には至っておりません。これまでの協議の結果等を踏まえますと、現状は労使の意見の隔たりが大きいものと思われます。検討小委員会につきましては、継続審議ということとさせていただきますというふうに思います。よろしくお願いいたします。

次回、労使双方のご協力を得ながら、委員会報告をとりまとめに向けて円滑で充実した審議を行いたいと思いますので、皆様何卒ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

○長谷川委員長

それでは続きまして、議題（2）その他にまいります。各委員、又は事務局から、何か議事はございますでしょうか。

○長谷川委員長

使用者側もよろしいでしょうか。

○高橋主任賃金指導官

それでは、次回の御案内をさせていただきます。次回の第3回検討小委員会の開催は、8月3日（木）午後1時30分より会場はこちらの名古屋合同庁舎第2号館3階共用中会議室、本日より同じ会場の予定となっております。よろしくお願いいたします。

○長谷川委員長

はい、特に御意見等がなければ、以上をもちまして、本日の検討小委員会はこれで閉会いたします。皆様、本日はお疲れ様でした。ありがとうございました。

(令和5年8月1日)愛知地方最低賃金審議会第2回検討小委員会 議事録